

ただいま提出いたしました議案の概要について申し上げます。

議第 83 号の一般会計補正予算案につきましては、年度内における各事業の執行状況および最終的な財源見通しに基づき所要の調整を行い、総額で 42 億 9,120 万 6 千円の減額補正を行おうとするものでございます。

まず、歳入についてでございますが、県税は、総額で 77 億 1 千万円の増額となりました。

その主な内訳は、個人県民税が 34 億 8,030 万円の増、法人二税が 30 億 170 万円の増となっております。納税者の皆様に改めて感謝を申し上げたいと思います。

また、地方交付税は、決定状況を踏まえて増額するものであり、県債は、退職手当債の発行を見送るとともに、地方債同意等予定額に基づき、所要の調整を行おうとするものでございます。

次に、歳出についてでございますが、林道災害復旧事業費や道路除雪費等を増額いたしますとともに、中小企業関係の貸付金の不用をはじめ、人件費や一般行政経費につきまして、執行残等を精査するなど所要の調整を行うこととしております。

このような歳入、歳出の調整を図ったうえで、本年度予定しておりました財政調整基金と県債管理基金の取り崩し額を減額するとともに、積み立てを行うことにより、平成 26 年度末の見込みで、両基金合わせて約 255 億円の残高を確保することとしております。

また、今後の福祉・教育施策の推進に向け、福祉・教育振興基金の取崩予定額の減額を行うことにより、その残高の確保を図ってまいり

ます。

併せて、2024年の二巡目国体、2021年の関西ワールドマスタースゲームズ、2020年の東京オリンピック、さらに2019年頃に予定の新生美術館の開館など、滋賀県の社会成長と経済成長をめざす「スポーツと文化の10年」をスタートさせるための財政的な基盤づくりとして、スポーツ施設整備基金、文化財保存基金、文化振興基金の3基金について積み立てを行い、残高の確保を図ってまいります。

このように、将来の財政負担を軽減するために、基金残高の確保等を図りながら、後年度の財政運営や、当面する諸課題への対応に備えてまいります。

議題84号から98号までは、特別会計および企業会計につきまして、所要の調整を行ったところでございます。

次に、条例案件について申し上げます。

議第99号は、厚生労働省令の改正により、構造改革特別区域内において実施されてきた保育所の看護師配置補助要件の緩和が一般化されたことに伴いまして、本県においても要件緩和を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件について申し上げます。

議第100号から102号までは、県の行う建設事業等に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることについて、それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。